

## 中小企業共同型ものづくり支援事業 FAQ

### 1 応募資格関連

	質 問	回 答
1	いずれも京都府内に本事業の拠点を置く中小企業で、A社、B社、B社の子会社であるC社で応募した場合、補助金交付はどうなるか。	補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。
2	これから起業する個人又は法人の申請は可能か。	申請可能です。なお、応募時に住民票の写を提出いただき、交付決定日（事前着手届を提出する場合は事前着手希望日）までに、個人の場合は開業届控の写しを、法人の場合は履歴事項全部証明書を提出してください。
3	様式及び添付書類は、構成企業毎に提出することは可能か。	様式及び添付書類は、グループに参画する企業毎に提出していただいても構いません。ただし、1社でも提出が遅れた場合は、受付期間内に提出がなかったものとして扱いますので、御注意願います。
4	本社が大阪で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するが、申請可能か。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であればグループの構成企業として申請可能です。ただし、法人の場合は法人登記簿謄本の原本、個人の場合は確定申告書の控又は開業届の控により所在が確認できることが要件です。また、代表企業として、京都府内に本社及び拠点をもつ事業者の参画が必須です。
5	本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも申請可能か。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、申請できません。なお、府内と府外の両方に本事業を実施する拠点がある場合は申請できますが、府外の拠点で実施される分についての経費は補助対象経費に含めることができませんので、御注意ください。
6	常時使用する従業員の範囲はどのように考えればよいか。	申請の日から見て直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載の者が常時使用する従業員に該当します（その場合でも申請日までに被保険者の増減があった場合はそれを含めて計算してください）。なお、事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所分を合算してください。また、記載されている事業主及び役員は除いて計算してください。

## 2 対象経費関連

	質 問	回 答
1	外貨で支払った場合、証拠書類は何かが必要か。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。
2	令和3年6月1日以降であれば事前着手できるとのことであるが、事前着手日から交付決定日までの間に既に納品及び支払いが完了した場合でも補助対象となるか。	交付決定日までに発注・契約、納品、支払（決済）の全てが完了したものは補助対象外となります。なお、事前着手日から交付決定日までの人件費は補助対象外です。

※その他御不明な点があれば、相談窓口・申請先に御相談ください。